

配信日時	2026/1/25 11:01:02	送信ID	15976
配信者	横須賀市		
対象サービス	共同生活援助(介護サービス包括型)、共同生活援助(外部サービス利用型)、共同生活援助(日中サービス支援型)		
対象地域	横須賀市		

件名	【横須賀市からのお知らせ】共同生活援助の長期帰宅時支援加算及び日中支援加算の取扱いについて(通知)
本文	<p style="text-align: center;">横福障第 428 号 令和8年(2026年)3月 25 日</p> <p>市内共同生活援助事業所 管理者 様 横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課長</p> <p>共同生活援助の長期帰宅時支援加算及び日中支援加算の取扱いについて(通知)</p> <p>日頃より本市の障害福祉行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。</p> <p>標記の件につきまして、下記のとおり、本市の取扱いを変更しますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。なお、本市以外の支給決定者の取扱いについては、各支給決定市町村にご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 長期帰宅時支援加算</p> <p>本市の請求審査時において、長期帰宅時支援加算の請求を4か月以上行っている事業者が散見されたため、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に問い合わせたところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>「長期帰宅時支援加算については、報酬告示に記載のとおり、外泊した初日から起算して3月に限るとあるため、4月以上の請求は認められない。ただし、4月目に帰宅時支援加算を請求することは可能である」とのことでした。</p> <p>つきましては、令和8年4月サービス提供分から、外泊した初日から起算して3か月を超えて(4か月連続)の請求は認められません。また、長期入院時支援特別加算についても同様の取り扱いとしますので、ご承知おきください。</p> <p>2 日中支援加算</p> <p>災害時や利用者の急な体調不良などのやむを得ない事情により、日中活動サービス事業所等からグループホームに帰宅し、共同生活援助の日中支援従事者が共同生活援助計画等に基づき、日中に支援を行った場合も算定の対象といたします。なお、令和8年4月サービス提供分からの適用となります。</p> <p>標記の件につきまして、ご不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。</p> <p>○資料の掲載場所 「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「文書／カテゴリ検索」</p>

⇒「5. 横須賀市からのお知らせ」⇒「1. 横須賀市からのお知らせ」

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=14&id=41>

【事務担当】

障害福祉課 給付係 046-822-9488